

財務省デジタル・ガバメント中長期計画

2018（平成30）年6月25日

（2020（令和2）年3月27日 改定）

目次

I 基本事項	1
(1) 目的	1
(2) 計画期間	2
(3) 現状と課題	2
(4) 計画の概要	4
(5) 計画目標	5
II 利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	6
(1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底	6
(2) 行政手続のデジタル化	6
(3) 重要プロジェクトの推進	13
(4) 民間手続のデジタル化の推進	15
III デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	17
(1) 財務省のプラットフォームの概況及び今後の方針	17
(2) 行政保有データの100%オープン化.....	17
(3) APIの整備.....	17
(4) 標準化・共通化の推進	18
(5) クラウドサービスの利用の推進	19
(6) 政府情報システム改革	19
(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保	20
IV 価値を生み出すITガバナンス	22
(1) 推進体制の整備	22
(2) ガバナンスの強化	22
(3) 人材確保・育成	22
(4) デジタルデバイド対応	23
(5) 広報	23
V 業務におけるデジタル技術の活用	24
(1) AI・RPA等のデジタル技術の活用.....	24
(2) デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備	24
(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況） ..	25
VI 計画の評価・改定	28
VII デジタル改革を進めるためのロードマップ	28
別紙1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表	
別紙2 重要プロジェクトの推進に係る工程表	
別紙3 手続の見直し工程表	
別紙4 行政手続きのデジタル化に係る工程表	

別紙5 主な投資事項一覧

別紙6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた
工程表

I 基本事項

(1) 目的

財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること」（財務省設置法第3条）を任務とし、国民・事業者の利便性向上及び行政事務の効率化・高度化を目的として、所掌事務に関連する分野においてシステムを導入し、コスト削減に努めつつ活用してきたところである。

2018年に政府において策定された「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）（以下「実行計画」という。）を踏まえ、財務省においてデジタル・ガバメント実現に向けた財務省の中長期的な取組を示すものとして「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今般、実行計画の改定を踏まえ、本計画の改定を行うものである。

なお、本計画期間中に実施した内容についても本計画の見直しのタイミングで順次反映していくこととする。

※参考 デジタル・ガバメントに係る経緯

2016年12月、少子高齢化等、我が国が直面する様々な課題に対応するため官民データの適正かつ効果的な活用により新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図ることを目的とした「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）が制定された。

2017年5月には、「官民データ活用推進基本法」に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017年5月30日閣議決定）が策定され、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現を目指す「デジタル・ガバメント推進方針」（2017年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定された。

2018年1月、「デジタル・ガバメント推進方針」を踏まえ、具体的な取組や実行の主体等を明確にした「デジタル・ガバメント実行計画」（2018年1月16日 e ガバメント閣僚会議決定）が策定された。同計画においては、「各府省におけるデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、『サービス設計12箇条』等を踏まえ、CIO及び副CIOのリーダーシップの下、2018年上半期を目途に中長期的な計画を策定する」こととされた。

2018年6月に財務省においては、「財務省デジタル・ガバメント中長期

計画」を策定した。

2019年5月には情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた「デジタル手続法※」により各種関連法が改正された。

※デジタル手続法・・・「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」

2019年12月には、デジタル手続法第4条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして「デジタル・ガバメント実行計画」が改定された。

(2) 計画期間

本計画は、2018年度から2027年度までを計画の対象期間とする。

(3) 現状と課題

財務省の主な情報通信システム及びそれに係る所掌事務の現状と課題は以下の通りである。

1 税務行政

税務手続については、これまでも「国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）」の整備等により電子申告を推進してきたが、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者の利便性の向上を図る観点から、手続オンライン化の徹底や添付書類の撤廃、ワンストップサービスの実現などに取り組み、デジタル化を一層推進する。

課税・徴収事務については、税務手続のデジタル化とともに、組織内で書面中心からデータ中心の事務処理へと転換しつつ内部事務を集約処理することにより、効率化・高度化を図ることとし、そのために税務行政のインフラである国税情報システムの見直しを行う。

国税情報システムの見直しに当たっては、保有する情報が納税者の権利・義務に直結することから、システムのセキュリティや安定運用を十分に確保することを前提に、既存のメインフレーム中心の構成からオープンシステム化された構成への最適化を図り、運用コストや機能追加経費の低減にも配意し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・

高度化」を実現するための基盤づくりを目指す。

2 税関行政

税関手続については、官民連携の下、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）において、貨物の輸出入申告に関するオンライン化、ワンストップ化、システム統合等を推進してきた結果、輸出入申告の電子的処理率は 100%近い水準に達しているところ、引き続き利便性向上等に取り組む。

他方で、今後、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるころ、限られた定員の下、通関情報総合判定システム（以下「CIS」という。）の活用によって、引き続き社会の安全・安心確保と適正かつ迅速な通関の両立を実現していく。

また、電子商取引の更なる進展や訪日外国人客の増加などの環境変化に対応し、引き続き社会の安全・安心確保と適正かつ迅速な通関の両立を実現していくため、NACCS・CIS の見直しを行う。

NACCS・CIS の見直しに当たっては、保有する情報が申請者等の権利・義務や税関の取締りに直結することから、システムのセキュリティや安定運用を十分に確保することを前提に、運用コストの低減や機能追加経費の投資効果にも配意し、社会の安全・安心確保と適正かつ迅速な通関の両立を実現するための基盤づくりを目指す。

3 会計業務

政府共通のシステムである官庁会計システム（ADAMS）を 1977 年に整備し予算執行から決算の作成に至る会計事務処理の一貫したデジタル化を実現した。以来、順次導入官署を拡大し 2005 年までにすべての官署支出官への導入を完了している。さらに 2009 年にオープンシステム化することにより ADAMS II にシステムを刷新し運用コスト削減に努める等、会計事務処理の効率性向上に努めてきた。

2021 年度のシステム更改に当たって、クラウドサービスの活用等により、会計事務処理の一層の効率化とともに運用コストの削減に努める。

併せて会計事務手続に関連する会計検査院への証拠書類の提出・保管を効率化するためのシステムを構築することとしている。

4 その他

その他の所掌事務関連の行政情報システムについても、保守・運用業務のコスト削減に資する取組を省内において横断的に検討しつつ、情報

セキュリティの確保等にも取り組み、さらに情報システム関連の人材育成を着実に進める。

(4) 計画の概要

財務省においては、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017年5月30日閣議決定)に基づき、財務省が運営する情報システム運用等経費について、2013年度の予算を基準として2021年度の予算のコスト削減を図ることとしている。また、一部システムについては、総務省の運営する政府共通プラットフォームへ移行し、政府全体の情報システム運営の合理化にも貢献してきた。

本計画の下、財務省においては、実行計画を踏まえ、「サービス設計 12箇条」に基づくサービスデザイン思考を前提とした、利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化及びデジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備を実施しつつ、価値を生み出す IT ガバナンスの構築についても検討するなど「デジタル・ガバメント」の実現に向けて積極的に取り組む。

【財務省システム経費計画 (単位：億円)】

経費区分	2020 年度
整備経費	247.4
運用等経費	-
その他経費	-
合計	247.4

(注) 予算ベース (計数には特別会計分を含む)

【施策別経費計画 (単位：億円)】

施策区分	2020 年度
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	9.7
デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	57.6
価値を生み出す	105.4

す IT ガバナンス	
業務におけるデジタル技術の活用	0
合計	172.7

(5) 計画目標

実行計画においては、(1)「必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受け入れられる社会」及び(2)「官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会」と定められていることを踏まえ、本計画に含まれる施策について、可能な限り上記の趣旨に適合した KPI を定めることとする。

Ⅱ 利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化

(1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底

「官民データ活用推進基本法」の基本理念や「デジタル手続法」、「デジタル・ガバメント推進方針」及び実行計画に示された、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの3原則等を踏まえ利用者の立場に立った行政サービスの実現を目指す。

これを可能とするシステムの構築に当たっては、利用者の実情を踏まえた利便性向上とともに、システムやデータの利活用と業務の効率化とを可能とする業務プロセスの見直しも求められる。特に、財務省所管の国税や税関に関する手続は国民生活に密接に関係している。このため、増大する業務を限られた定員で適切に処理すること、適正かつ公平な執行、安心・安全に遺漏なきを期すること等の要請にも併せて応えなくてはならない。業務プロセスの見直しは、システムの調達スケジュールを勘案しつつ適切に進める必要がある。利用者の視点を適切に把握し、業務効率も勘案してシステム化を進めるためには、業務プロセスのあり方を継続的に検討する。

これらを踏まえ、業務改革（BPR）について、計画・実行・評価・改善のプロセスを通じて推進する。

(2) 行政手続のデジタル化

ア 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

① 検討状況

財務省は、5,511種類の手続を所管しており、うち、1,683種類の手続においてオンライン利用が可能となっている（オンライン率は種類ベースで30.5%、件数ベースで93.2%）。

オンライン利用が可能となっていない3,828種類の手続のうち、148種類の手続については、オンライン化の検討を行っている。その際、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手続全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果及び業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進することとしている。

3,828種類の手続のうち3,068種類の手続については、手続件数自体が10,000件未満であり、他の手続や事務処理との関係を踏まえても、現時点では、オンライン化の効果が見込めないことから、今後の技術の進展等を注視しながら、オンライン化の検討を行うこととしている。

② 個別の取組事項

a) 法人番号指定通知の電子化

法人番号については、法人設立登記後、国税庁から当該法人に対して、書面により法人番号指定通知がなされていた。今般、法人設立登記申請から登記後の税務署等への手続までのワンストップサービスが開始されるにあたり、その利用者に対してマイナポータルへの法人番号指定通知を可能とする。これにより、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。(2020年度実施予定)

b) 死亡等に関する事項の税務署長への通知

相続税法第58条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知について、オンラインによる通知を可能とすることで、行政事務の効率化を図ることを検討する。

c) 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

所得税等に関する質問検査権等に基づく照会・回答業務について、「金融機関×行政機関のデジタル化に係る取組の方向性とりまとめ」(令和元年11月 金融機関×行政機関の情報連携検討会)を踏まえ、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図るため、民間事業者によるサービス等を活用し、デジタル化することを検討する。

d) 揮発油税等の申告等

揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告について、提出方法の多様化による納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Taxによる提出を可能とする。(2020年6月実施予定)

また、更正の請求に係る減額更正等の通知、住宅ローン控除証明書の交付について、納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Taxによる通知を可能とする。(2020年1月以降順次実施)

KPI：揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告手続のオンライン利用率(2021年度：25%)

e) 消費税免税販売手続の電子化

外国人旅行者の利便性向上及び免税販売手続の効率化の観点から、消費税免税販売手続（購入記録票の提出等）を電子化するため、国税庁において免税店事業者等から免税販売データを受信・管理する免税販売管理システムを開発する。（2020年4月実施予定）

KPI：免税店の電子化対応の割合（2021年度：99%）

f) 大法人の電子申告義務化

大法人（資本金の額等が1億円を超える内国法人等）について、法人税等の電子申告を義務化する。（2020年（令和2年）4月以後に開始する事業年度（課税期間）から適用）

イ 添付書類の省略

① 検討状況

実行計画において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。」とされたことを踏まえ、財務省所管手続における添付書類の省略を推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類の情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。なお、情報連携による省略が困難な添付書類については、申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

但し、添付書類の提出省略に当たっては、行政運営への影響に十分留意する必要があるほか、本人確認のための書類については提出不要化に伴い、なりすまし等の問題が生じないようにすることが必要である。

上記の方針の下、財務省においては、以下の手続について、添付書類の省略の実現について、検討を行っている。

- ・登記事項証明書（商業法人）の提出を求めている109種類の手続（法務省が2020年（令和2年）10月以降に運用開始を予定している登記情報連携の仕組みを活用）

- ・戸籍謄本を求めている 52 種類の手続（マイナンバー制度における情報連携等の活用）
- ・住民票の写しを求めている 81 種類の手続（マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等）

なお、今後、行政機関間の情報連携等を通じて必要な情報が別途円滑に取得できるようになることも考えられるが、提出不要化の前提となる情報連携の仕組みの整備について、費用対効果や情報セキュリティの観点も踏まえ、検討が必要と考えられる。

「登記事項証明書（商業法人）」・「戸籍謄抄本」・「住民票」以外の添付書類については、情報連携の仕組みの検討が開始されていないものが多いほか、行政手続を行う国民・事業者（又はその代理人）が当該行政手続のために自ら作成する書類など、情報連携の実現には相当な課題があるものが多数含まれていることに留意が必要である。

② 個別の取組事項

- ・ 入札参加資格審査時の納税情報の添付自動化
行政機関への入札・契約に係る競争参加資格申請において事業者が添付書類として提出している「納税証明書」については、資格審査申請サイトを利用して申請を行う場合に、事業者が申請に必要な情報の添付を自動化するための仕組みを提供することで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。（2022 年度実施予定）

ウ 行政手続の更なる利便性向上に係る情報システム整備

① 検討状況

財務省においては、5,511 種類の手続を所管しており、うち 1,683 種類（約 816 百万件）については既にオンライン利用が可能となっている（オンライン率は種類ベースで 30.5%、件数ベースで 93.2%）。既にオンライン化を実施している手続についても、更なる利便性向上を図るための取組みを進めることとする。

② 個別の取組事項

- a) 確定申告のスマートフォン対応
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（以下「作成コーナー」という。）において、利用者数の多い一般的な給与所得者の医療費控除やふるさと納税等による還付申告を対象にスマートフォン等専用画面を開発し、スマートフォン等で申告書の作

成から電子提出までの手続が完結する仕組みを導入した。(2019年1月実施)

さらに、2か所以上の勤務先から給与収入がある者、年金収入や副業等の収入がある者など、スマートフォン等専用画面の利用可能対象者の範囲を拡大するとともに、マイナンバーカード対応のスマートフォンから、マイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いた申告書の電子提出を可能とした。(2020年1月実施)

今後、特定口座に係る株式等の譲渡所得・配当所得のある者についても、スマートフォン等専用画面を利用可能とするよう検討する。(2022年1月以降実施予定)

KPI：所得税申告手続のオンライン利用率(2019年度：61%)

b) 年末調整手続の電子化

雇用者の事務負担を軽減し、被用者の利便性を向上させる観点から、現在は、源泉徴収義務者に書面で提出されている生命保険料控除証明書等の年末調整関係書類について、電子提出を可能とする。

併せて、国税庁において、給与所得者が、関係機関から電子的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に給与所得者の保険料控除申告書等を作成し、源泉徴収義務者に対し電子提出することを支援する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を整備する。(2020年10月実施予定)

c) 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等

法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進める観点から、財務諸表を提出する場合のデータ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化、認証手続の簡便化等の見直しを行うほか、マルチブラウザ対応を行う。(2021年1月までの間に順次実施)

KPI：所得税申告手続のオンライン利用率(2019年度：61%)

KPI：法人税申告手続のオンライン利用率(2019年度：85%)

d) e-Tax 認証手続の簡便化(再掲 II (2) ウ ② c) 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等)

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワード(PW) の入力を不要とした。また、マイナンバーカード及び IC カードリーダーライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・PW のみによる e-Tax の利用を可能とした。(2019 年 1 月実施)

e) マルチブラウザ対応 (再掲 II (2) ウ ② c) 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等)

マイナンバーカード等に搭載された電子証明書を用いて e-Tax 及び作成コーナーを利用する場合に対応可能なブラウザは、Internet Explorer 及び Safari であったところ、利用者の利便性向上を図るため、対応可能なブラウザの種類を拡充した。

具体的には、Microsoft Edge(注)は e-Tax では 2019 年 5 月に対応し、作成コーナーは 2020 年 1 月に対応した。また、Google Chrome は、2020 年 5 月に e-Tax の一部機能に対応し、2021 年 1 月までには e-Tax 及び作成コーナーに対応する予定。

(注) 2020 年 1 月に公開された新しい Microsoft Edge についても 2021 年 1 月までの対応に向けて検討中。

f) e-Tax 受付時間の更なる拡大

これまでも e-Tax の受付時間を拡大してきたが、一層の改善策として、以下のとおり拡大を実施した。(2019 年 1 月実施)

拡大前 (2018 年 12 月以前)	拡大後 (2019 年 1 月以降)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告期間 (1 月第 3 週目の第 1 稼働日から) ・ 全日 (土曜日、日曜日及び祝日を含む) 24 時間 ○ 通常期 (確定申告期間以外) ・ 月曜日～金曜日 (休祝日を除く。) <u>8 : 30～24 : 00</u> ・ <u>5 月、8 月、11 月の最終土曜日</u>及び翌日の日曜日 8 : 30～24 : 00 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確定申告期間 (1 月の第 1 稼働日から) ・ 全日 (土曜日、日曜日及び祝日を含む) 24 時間 ○ 通常期 (確定申告期間以外) ・ 月曜日～金曜日 (休祝日を除く。) <u>24 時間</u> ・ <u>毎月の最終土曜日</u>及び翌日の日曜日 8 : 30～24 : 00

※ 下線部は、拡大した部分を示す。

g) e-Tax の送信容量の拡大

e-Tax により申告書等を送信する場合において、以下のとおり 1 送信当たりのデータ送信容量を拡大した (2019 年 1 月実施)。

	拡大前 (2018 年 12 月以前)	拡大後 (2019 年 1 月以降)
申告書 (※1)	10 メガバイト (約 2,500 枚)	20 メガバイト (約 5,000 枚)
添付書類 (※2)	1.5 メガバイト (約 20 枚)	8 メガバイト (約 100 枚)

(※1) 「申告書」とは申告書のほか、電子データ (XML 形式、XBRL 形式又は CSV 形式) により提出が可能な添付書類 (法人税申告の財務諸表及び勘定科目内訳明細書、所得税申告の青色申告決算書及び譲渡所得の内訳書など) であり、XML 形式において A 4 版 1 枚当たり 4 キロバイトで換算。

(※2) 「添付書類」とは申告書 (※1) 以外で書面による提出に代えて、PDF 形式により提出することができるものであり、PDF 形式において A 4 版 1 枚当たり 75 キロバイトで換算。

(注) 更なる送信容量の拡大の必要性について、システム整備の費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を行う。

また、申告書等データが大きく上記送信容量を超える場合、現状では申告書等データを 1 送信当たりのデータ送信容量の範囲内に分割して送信する必要があると、納税者等にとって煩雑であるとの指摘を踏まえ、より簡便に送信できる方策についても併せて検討する。

h) 国税還付金支払手続のオンライン化の徹底

国税還付金支払の手続について、現状、税務署・日本銀行代理店間で一部書面により行っている手続があるところ、当該手続について国税庁・日本銀行本店間のデータ送受信による処理を可能とすることで、事務の効率化を図る。(2020 年 6 月以降実施予定)

KPI: 国税還付金の支払手続のデータ送信割合 (2021 年度: 99%)

i) QR コードを利用したコンビニ納付 (納付手段の拡充)

自宅等において、納付に必要な情報（課税期間や税額など）を保持した「QRコード」を出力し、当該「QRコード」を利用することでコンビニからの納付を可能とした。（2019年1月実施）

KPI：確定申告期における QR コードを利用したコンビニ納付の利用件数（2020年分：25万件以上）

j) 国庫金支払い等への金融 EDI の活用等

全銀 EDI システムが 2018 年 12 月より稼働しており、これにより、銀行間決済情報に商流情報が付与できることとなったため、今後順次民間事業者においてシステム改修により金融 EDI 情報の活用が進展すれば、紙の請求書や手作業による入金確認が電子化・自動化される予定である。

民間事業者間の対応状況や活用状況等を踏まえ、官庁会計システムにおいて国庫金の支払い情報を金融 EDI に対応させる（実現時期については、次期官庁会計システム稼働開始後の 2022 年度に、金融 EDI の活用状況や関係諸機関の準備状況等を踏まえ決定する）

また、民間事業者や金融 EDI でカバーされない個人等への振込通知や納入告知書についても、電子的に通知できる仕組みを構築すべく検討する。

k) 相続税申告の電子申告対応

相続税申告のうち大半の申告について、納税者利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、e-Tax による提出を行うことを可能とした。（2019年10月実施）

今後、相続税申告に係る e-Tax の利用状況や納税者のニーズ等を踏まえ、対象となる帳票の拡大などを段階的に検討していく。

KPI：相続税申告手続のオンライン利用率（2020年度：25%）

(3) 重要プロジェクトの推進

財務省では、官庁会計システム及び歳入金電子納付システム（Ⅲ（5））、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム（Ⅴ（3）ウ・エ）、国税総合管理システム、e-Tax 及び免税販売管理システム（Ⅱ（2）ア②b）が政府横断施策や投資額が大きくガバナンスを特に重視するプロジェクトとして位置付けられている。このうち、国税総合管理システ

ム及び e-Tax 等については、実行計画にも掲げられている。

国税情報システムの高度化（Ⅲ（3）ア）を目指し、以下の取組を実施する。

その他、他省庁の重要プロジェクトのうち財務省に係るプロジェクトについても、他省庁と調整の上、以下の取組を実施する。

ア 国税情報システムの高度化

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化している。こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務及び情報システムを既存の枠組みにとらわれることなく抜本的に見直し、「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を図る必要がある。

また、今後進展することが予想される申告等に必要な外部情報との連携にも柔軟に対応し、「納税者の利便性の向上」の実現を図る必要がある。

このため、現行システム機器の更改時期である 2026 年度（令和 8 年度）を目途に、国税情報システムの高度化（次世代システムの構築）を目指し、2020 年度（令和 2 年度）から開発に着手する。

KPI：次世代システムの開発

KPI：システム運用等経費の低減

イ 企業が行う従業員の社会保険・税手続ワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

実行計画において、従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等については、企業の負担軽減・生産性向上等を図る観点から、

- ・ マイナポータルの API を活用したオンライン・ワンストップ化の開始（2020 年 11 月頃）
- ・ 金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用開始（2021 年度以降）を目指すこととされており、国税関係手続のオンライン・ワンストップ化等を推進する。

KPI：対象とした 9 手続のうち、オンライン・ワンストップ化された手

続数（財務省（国税庁）担当分）

ウ 死亡・相続ワンストップサービスの推進

死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減する観点から、消費税法上の個人事業主の死亡届出書について、相続人が、被相続人の事業に係る確定申告書（申告明細書付表6）を提出した場合には、死亡届出書の提出を省略可能とする（2020年4月実施予定）

KPI：他の手続で登録された死亡情報を参照できる場合の死亡に関する届出の省略（財務省（国税庁）担当分）

エ マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた取組

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、以下に掲げる各種カード、手続等について、別紙6の工程表に沿ってマイナンバーカードの活用を推進する。

a) e-Tax 等

雇用者の事務負担を軽減し、被用者の利便性を向上させる観点から、被用者が年末調整に必要な情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータが国税庁が整備する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」等で作成する年末調整に係る保険料控除申告書等の所定の項目に自動入力され、雇用者へ電磁的に提出可能となる仕組みを構築する。（2020年10月実施予定）

また、納税者が確定申告に必要な情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータが作成コーナー等で作成する確定申告書の所定の項目に自動入力され、e-Tax に送信が可能となる仕組みを構築する。（2021年1月実施予定）

b) タスポカード

たばこ自動販売機のタスポ方式に加えてマイナンバーカード方式について、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、業界団体における開発・導入を検討する。

(4) 民間手続のデジタル化の推進

これまで民一民手続については、「デジタル手続法」の適用範囲外であつ

たこともあり、意思確認の検証が求められる手続において書面主義が取られる一方、電子データによる代替の余地がなかった等の経緯があったが、政府方針の下、民間の実情・要望も踏まえて財務省において、デジタル化の推進について継続的に検討を行っている。

所得税の年末調整手続については、国民（給与所得者）・事業者（源泉徴収義務者）を含めた社会全体のコストを削減する観点から、平成30年度税制改正にて年末調整関係書類の電子提出を推進する法令整備を行うなど、以下の取組を進めている。

- ・ 年末調整手続の電子化（再掲 II (2) ウ ② b) 年末調整手続の電子化)

雇用者の事務負担を軽減し、被用者の利便性を向上させる観点から、現在は、源泉徴収義務者に書面で提出されている生命保険料控除証明書等の年末調整関係書類について、電子提出を可能とする。

併せて、国税庁において、給与所得者が、関係機関から電子的に交付された控除証明書等を用い簡便・正確に給与所得者の保険料控除申告書等を作成し、源泉徴収義務者に対し電子提出することを支援する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を整備する。(2020年10月実施予定)

Ⅲ デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

(1) 財務省のプラットフォームの概況及び今後の方針

実行計画を踏まえつつ、財務省の所掌事務に基づき、適切に対応していく。

(2) 行政保有データの100%オープン化

保有データのオープン化については、データ連携・標準化等に関する政府の方針を踏まえ、個人情報保護、守秘義務等に関する法令を遵守しつつ、可能な限り、利用者ニーズを踏まえた行政保有データのオープン化を進める。

KPI：利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数

(3) APIの整備

ア APIの整備の推進

- ・ 消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、「適格請求書発行事業者」に関する情報を公表するシステムを開発する。（2021年10月以降実施予定）

この公表システムに関し、国税庁は事業者等が適格請求書発行事業者データの取得・活用を容易に行うことができるようにAPI整備を検討している。

- ・ 外国人旅行者の利便性向上及び免税販売手続の効率化の観点から、消費税免税販売手続（購入記録票の提出等）を電子化するため、国税庁で免税店事業者等から免税販売データを受信・管理する免税販売管理システムを2020年4月に運用開始する。（再掲 II (2) ア ② e) 消費税免税販売手続の電子化）

これに先立ち、国税庁は免税店事業者等が免税販売データを送信するシステムを開発できるように2019年5月に免税販売管理システムAPI仕様書を公開した。

- ・ 雇用者の事務負担を軽減し、被用者の利便性を向上させる観点から、被用者が年末調整に必要な情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータが国税庁が整備する「年末調整控除申告書作成用

ソフトウェア」等で作成する年末調整に係る保険料控除申告書等の所定の項目に自動入力され、雇用者へ電磁的に提出可能となる仕組みを2020年10月に構築する。また、納税者が確定申告に必要な情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータが作成コーナー等で作成する確定申告書の所定の項目に自動入力され、e-Taxに送信が可能となる仕組みを2021年1月に構築する。(再掲 II (3) エ a) e-Tax等)

これに先立ち、国税庁は、マイナポータル経由で一括入手できるシステムを雇用者等が開発できるように2020年3月にAPIの仕様書のドラフト版を公開し、2020年6月に正式版を公開する予定。

イ APIの改善、活用促進等

利用者が保有する電子データを活用し、手続等の利便性を図る観点から、国税関連では、e-Tax等について、国税庁において、仕様公開を進めている。これを活用し、民間事業者によるソフトウェアの販売も行われている。また、国税庁は法人番号の付番機関として、法人番号、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地を既にAPIにより提供している。

今後とも、内閣官房が作成するAPI関連の各種ガイドラインを踏まえ、利用者の利便性等を勘案し、業務プロセスの見直しを行いつつ、APIの整備・改善の検討を進める。なお、システム連携の際、データ提供・取得を容易にするAPI整備を検討している。

KPI：公開API数(2023年度：153件)

(4) 標準化・共通化の推進

新たにシステムで保有する日付、時刻等共通的に使用されるデータ形式については、「行政基本情報データ連携モデル」(2019年3月内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室策定)や各種ガイドブックで定められたデータフォーマットの標準化を踏まえた方式で対応することとする。

財務省が所管するWebサイトについてはシステム更改時に「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」(2019年4月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に準拠するよう見直すこととしている。

(5) クラウドサービスの利用の推進

「デジタル・ガバメント推進方針」に定めた政府における「クラウド・バイ・デフォルト」の方針の下、クラウドサービスの利用については、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」や、総務省と経済産業省のクラウドサービスの安全性評価に関する検討状況なども踏まえ、情報セキュリティを確保しつつ、クラウドサービスの利用メリットを最大限享受し、システム経費の削減が図られるよう検討を進めることとし、以下の取組を実施する。

KPI：政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数（2021年度：15システム）

- ・ 官庁会計システムと歳入金電子納付システムのクラウド化
官庁会計システム及び歳入金電子納付システムの次期システムにおいて2021年度を目途に民間クラウドへ移行し、運用コストの低減と将来的なシステム開発コストの低減を図る。

特に、官庁会計システムのクラウド化に当たっては、国庫金の支払いを司るミッションクリティカルなシステムであることを踏まえシステムの安定運用に十分に配慮した上で、クラウドに最適化するように見直しを図るとともに、システム間のAPI連携を実現することによる運用コストや機能追加経費の低減、予算執行データの活用による各府省の戦略的な行政運営の実現など様々なサービスを提供可能となる基盤づくりを目指す。

KPI：官庁会計システム等の運用経費削減率（対平成25年度比）（2022年度：▲30%）

(6) 政府情報システム改革

① 情報システムの統廃合等の取組

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017年5月閣議決定）に基づく政府情報システムの統廃合（政府共通プラットフォームへの部分移行を含む）について、財務省は2012年度の121システムから2019年度末までに44システムとし（2012年度以降に新たに構築したシステムは除く。）、2012年度比で64%のシステム数の削減を目指し、これを達成した。

② 運用コスト削減の取組

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017 年 5 月 30 日閣議決定）に基づく運用等経費の削減について、財務省は 2013 年度の 609 億円から 2021 年度末までには 439 億円（2013 年度比 28%減）まで削減することを目指しており、達成する見込みである。

KPI：2013 年度比での運用コスト削減実績額（2021 年度の削減見込み額：439 億円）

【財務省システムコスト削減計画（単位：億円）】

経費区分	2013 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
整備経費	75.6	140.1	160.9	245.6	—
運用等経費	653.4	727.4	739.9	665.3	—
コスト削減対象	609.5	499.1	(499.1)	(494.6)	(439.8)
合計	729.0	867.5	900.9	910.9	—

(注 1) 整備経費、運用経費は各年度予算ベース

(注 2) コスト削減対象は、各年度執行額（括弧書きは、見込み額）

政府全体の方針においては、2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに 3 割削減することを目指すこととなっている。

(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

① 情報セキュリティ対策

財務省においては、サイバーセキュリティの脅威が高度化・巧妙化している中、情報システムの調達段階から運用に至るまで、適切にセキュリティリスクへの対応を進める。その際には、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」や財務省の定めるセキュリティポリシーを遵守し、「財務省情報セキュリティ対策推進計画」に沿った対応を進めている。

② 個人情報保護

財務省においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等に則り、「財務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置」を定めており、毎年度、すべての職員に対して研修等を行っている。

③ 業務継続性の確保

財務省においては、災害時等における業務継続性の確保のため、所管の情報システムについて、所管部局において「運用継続計画」を策定することとしている。

近時、自然災害が多発していることも踏まえ、引き続き、災害時等における業務継続性の確保を徹底するため、情報システムの在り方の見直しや緊急時対応の体制の見直しを行う。

IV 価値を生み出す IT ガバナンス

(1) 推進体制の整備

所管行政に関連したデジタル・ガバメント推進のためには、基盤システムの整備やデータ連携のあり方等の検討にとどまらず、法律及び政策目的の実現に向けてデジタル技術の利用を前提とした業務プロセスの見直しを検討していく必要がある。そのためには、システムの運用・調達に携わる部局のみならず、業務・政策立案を担当する部局を含めた適切な連携・協力体制が必要となる。

このため、2017年度に開始したシステム統括部局への各部局への併任を引き続き活用し、効果的な情報共有と連携を、CIO・副 CIO の下で確保する。

特に複数の担当部局が関係する業務プロセスの見直し、システム化、運用・保守コストの削減等の課題については、CIO・副 CIO をはじめマネジメントの関与が不可欠である。このため、副 CIO のリーダーシップの下、CIO 補佐官の知見等を組織横断的に共有しつつ、取組を推進する。また、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(2018年3月 CIO 連絡会議決定、2019年2月改定)を踏まえ、システム更改時期を展望しつつ、業務プロセスの見直し、検証、システム化の検討、予算要求等を適切なガバナンスの下で進めることとし、本計画を適切に推進している。

本計画は、CIO を委員長、副 CIO を委員長代理とし、各部局の総務課長等を構成員とする行政情報化推進委員会にて評価・改定を実施する。

(2) ガバナンスの強化

財務省における IT ガバナンスについては、2016年度から「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を副 CIO とした体制強化が図られたところ、本計画の取組みに当たり、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」による他、IT ガバナンスを一層機能させるため、実行計画に沿って、2019年4月に予算要求、調達、プロジェクト管理の方針について、財務省内の手続を制定した。

また、大規模システム等のプロジェクトに関しては、政府 CIO レビューを実施しつつ取組を進めている。

(3) 人材確保・育成

セキュリティ・IT 人材の確保・育成については、「財務省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」(2016年8月策定、2017年8月改定、2018年8月改定、2019年8月改定)に基づき着実に推進している。

KPI: 橋渡し人材認定者認定者数 累計 14 人 (2019 年度)

(4) デジタルデバインド対応

高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバインドの是正の取組を継続実施する。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようにする施策や外国人利用者のために Web サイトにおける外国語表記などの外国語対応等も行っている。

(5) 広報

デジタルデバインド対策を踏まえながら、ウェブサイトを中心に、政策や重要情報を効果的に発信する。

特に、国民・事業者が多く利用する電子申請システムについては、SNS 等による迅速な情報提供やモバイル端末からの行政サービスへのアクセス機会の提供等、利用者への的確かつ効果的な情報提供に努める。

V 業務におけるデジタル技術の活用

(1) AI・RPA等のデジタル技術の活用

省内における各種業務の業務改革（BPR）を徹底した上で、国民・事業者に関わりが深い分野を中心に、AI・RPA等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。

- ・ 税務相談における情報通信技術やAI技術の活用

税務相談について、利用者の利便性の向上が図られるよう、情報通信技術やAI技術を活用し、曜日や時間に関係なく相談できるチャットボットを導入する。2020年1月から確定申告期限まで試行し、分析や改善を行った上で2020年度中に運用を開始する予定である。

- ・ RPAの活用

RPAについては、これまで、一部の部局において、事務の効率化を行った。RPA講習会の開催などを通じて今後、RPAの活用を増やし、一層の業務効率化を推進する。

(2) デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備

① テレワークの推進、Web会議環境の整備等

- ・ 財務省ではテレワークを推進するため、2014年より順次、テレワーク環境を整備してきた。

具体的には、テレワークに関するハード面のインフラとして、財務省行政情報化LANシステムにおいて、自宅等の端末からリモートアクセスが可能となる機能（シンクライアント）を業務基盤として整えており、また、2019年2月には職員自身の携帯端末による業務メールの閲覧（BYOD）を可能とした。

また、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー（令和2年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）も踏まえ、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施する。

- ・ Web会議については、職員の意見、技術動向等を踏まえ、改善について引き続き検討する。

また、業務プロセスの見直しの検討等の過程で、制度的・慣行的な制約要因を把握した場合には、働き方改革を積極的に推進する観点から、改善に向けた問題提起を行う。

② ペーパーレス化、オフィス改革

財務省においては、財務省再生プロジェクト・働き方改革の下、ペーパーレス化、オフィス改革に努めており、次期財務省行政情報化 LAN の更改にあたっては、テレワーク、Web 会議環境等の整備により、ペーパーレス化等を推進する。

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

実行計画及び電子決裁移行加速化方針（平成 30 年 7 月 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）を踏まえ、業務プロセス全体の電子化の中で電子決裁を行うことについて検討し、推進する。

ア 国民からの申請等の行政手続に基づく決裁

国民からの申請等の行政手続に基づく決裁については、手続のオンライン化や添付書類の廃止等の検討に併せて電子決裁への移行を検討し、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となるものを除き、電子決裁を行うこととする。

（現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙 3 「手続の見直し工程表」を参照）

イ 国有財産業務

- ・ 電子決裁移行加速化方針において、当面は、業務効率化にも配慮しつつ、調書の記載内容の充実とともに決裁と一体化する添付書類を削減した上で、文書管理システムにおいて、電子決裁化を進めるとされたことを踏まえ、公共随契による売払等決議書として一体的に管理すべき書類並びに調書に記載すべき内容及び添付書類を明確化した上で、文書管理システムによる電子決裁の具体的な取扱いを定めた通達を 2018 年 12 月に整備した。これにより、国有財産業務については、原則全ての電子決裁化が図られた。
- ・ 国有財産の管理処分手続に関する業務プロセスの見直し（BPR）については、公共随契による売払等手続を中心に書類の電子化等に取り組んでいる。引き続き本見直しを推進し、その結果を踏まえ、会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システムの活用を図ることについて検討を進めるとともに、国有財産総合情報管理システムについて、次期更改（2023 年度）を踏まえ、文書管理システムとの API 連携の検討を進

め 2022 年度からの開発着手を目指す。

KPI：業務プロセスの見直しによる書類の電子化

ウ 国税総合管理（KSK）システム（再掲 Ⅱ （3） ア 国税情報システムの高度化）

- ・ 税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化している。こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務及び情報システムを既存の枠組みにとられることなく抜本的に見直し、「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を図る必要がある。
- ・ また、今後進展することが予想される申告等に必要となる外部情報との連携にも柔軟に対応し、「納税者の利便性の向上」の実現を図る必要がある。
- ・ このため、現行システム機器の更改時期である 2026 年度（令和 8 年度）を目途に、国税情報システムの高度化（次世代システムの構築）を目指し、2020 年度（令和 2 年度）から開発に着手する。当該開発においては、書面中心の事務運営から徹底したデータ中心の事務運営への変更といった大胆な業務改革（BPR）に加え、政府全体方針である決裁の電子化に対応する観点から、調査、徴収に係る全ての業務で電子決裁化を実現する予定である。

KPI：調査・徴収に係る業務における決裁の電子化

エ 会計業務決裁基盤の構築

- ・ 官庁会計システム及び同システムと連携する各府省の業務システムで利用可能な電子決裁基盤を構築し、現在紙で運用している会計業務の決裁について電子化を実現する。
- ・ 併せて、支出負担行為、支出決定等の会計事務に係る決議書及び決議書の添付書類についても電子的に管理することで、会計業務に関するデータをシームレスに連携・管理できるようにする。これにより、会計検査院への証拠書類の提出についても電子化を図る。
- ・ また、行政文書ファイル管理簿に関する書誌情報を文書管理システムに情報連携できるように総務省と調整する。（2021 年度を目途に電子決裁基盤を構築）

KPI: 官庁会計システムにおける国の行政機関の電子決裁率 (2022年度: 85%)

オ 会計業務にかかる証拠書類の電子化

支出負担行為、支出決定等にかかる決議等の業務 (年間約 1,150 万件※) や、民間事業者等との契約書、請求書等、会計検査院に紙媒体で提出をしている証拠書類 (年間約 4,400 万枚※) について、2021 年度を目途に電子的に提出・保管管理できる仕組みを構築する。その上で、原本データに紐づくメタデータで官庁会計システム及び各府省の業務で活用できるようにするとともに、会計検査院側でも同じデータを活用できるようにする。

※ 件数、枚数は、全府省等の合計 (2016 年調査)

KPI: 証拠書類等を電子的に提出する会計機関数 (2022 年度: 1,299)

Ⅵ 計画の評価・改定

本計画の進捗状況については、個々の取組の進捗に応じて評価を実施し、CIO・副 CIO まで評価結果を報告するものとする。また、一年に一度は本計画の改定について検討し、必要に応じて改定するものとする。なお、デジタル・ガバメントに関する新型コロナウイルス感染症への対応については、政府全体の方針も踏まえて適切に対応するとともに、必要に応じて本計画を改定するものとする。

本計画の取組内容については、規制改革や統計改革に関連した財務省としての取組と関連・重複する部分が想定される。こうした他の計画・取組とも整合性を確保した形となるよう、評価・改定時には留意する。

Ⅶ デジタル改革を進めるためのロードマップ

- 別紙 1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表
- 別紙 2 重要プロジェクトの推進に係る工程表
- 別紙 3 手続の見直し工程表
- 別紙 4 行政手続きのデジタル化に係る工程表
- 別紙 5 主な投資事項一覧
- 別紙 6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

(以 上)